

2023年度

(2023年4月1日～2024年3月31日)

事業計画

公益財団法人三井物産貿易奨励会

2023年度事業計画 (2023年4月1日～2024年3月31日)

2022年は新型コロナウイルスは「オミクロン株」が主流となり、デルタ株に比し伝播性が高いものの重症化は軽いことからウィズコロナのライフスタイルも進み、コロナによる社会、経済への影響が減少しましたが、一方で2月24日から始まったロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、エネルギー・資源価格を始めとしてあらゆるものの価格上昇が進み、日本においては円安が進みました。

欧米では2022年から金融引き締めが始まり2023年も利上げが継続する見込みですが、日本銀行は2022年末に長期金利の変動幅の拡大を決めたものの長短金利操作を継続すると見られており、日本経済は低金利と円安の中で欧米の景気減速、低成長と、中国の景気持ち直し如何の影響を受けながら、サービス消費の回復やインバウンドの増加、自動車の挽回生産や賃上げにより、成長を期待することになると予想されます。

(基本財産の運用収益と事業費)

当会の収益の基礎は基本財産の運用益で、基本財産(約7億5千万円)の大半を有価証券により運用しておりますが、2016年から始まったマイナス金利政策が継続されており、円建の基本財産運用益は基本財産の減少に合わせ年を追って低下しており、2022年度は前年度の約780万円から約660万円に減少しました。金利上昇はあまり期待できず、2023年度の基本財産(投資有価証券、6億5千万円)の運用益は約640万円と想定しました。

他方、2023年度の事業活動に必要となる経常費用総額は約4,000万円となり、公益目的事業向けの費用(約3,000万円)については、従前、公益目的事業に必要な活動費の不足額を三井物産株式会社からの寄附金を以て充当していましたが、2013年1月に、同社より環境変化を理由に寄附を見合わせる旨の通知があり、2023年度についてもその状況が継続していますので、主に基本財産の取り崩しをもって引き当てる予定です。

相互扶助事業向けの費用(約170万円)は、三井物産ヤンゴン事務所からの寄附金(2023年度の寄附金84万円及び過年度受領分)で賄うことになり、また、法人会計の中で横領事案の損害金回収の準備を始めるために西村あさひ法律事務所への弁護士費用の支払いを300万円見込んだため法人会計は約820万円となります。

(基本財産の取崩)

当会は、公益目的事業他を行う公益財団法人であり、現状基本財産運用益の他に収益源が無いことから、公益目的事業継続のためには基本財産を取崩して公益目的事業費に充当せざるを得ません。従来、次の2点を前提に、基本財産の一部処分を行うことについて理事会及び評議員会の承認を得た上で、次年度の収支予算書を策定してきております。

- ① 基本財産運用収益を先ず法人会計に充当し、残余を公益目的事業費に充てること

② 不足する公益目的事業費は、最小限の基本財産を取崩して充当すること

1. 2023年度の事業計画

(事業計画の概要)

前記により、当会は、2023年度(2023年4月1日～2024年3月31日)も従来通りの公益目的事業を継続すると共に、2018年度に内閣府からの事業変更認定を受けた相互扶助事業も引き続き取り組むこととなりますので、事業計画を次の通りとします。

- 公益目的事業1として、貿易及び国際経済の研究を行う外国人留学生に対する奨学金支給及び宿泊施設提供及びそれに関連する事項を公益目的事業の柱として継続すると共に、
- 公益目的事業2として三井物産株式会社が1992年3月12日に旧中央三井信託銀行(現三井住友信託銀行)と契約して設立した、「公益信託三井物産インドネシア奨学基金」(以下、奨学基金)及びその奨学生に対する支援及びそれに関連する事項を行います。

上記の公益目的事業に加え、

- その他事業1(相互扶助事業)として三井物産株式会社ヤンゴン事務所の、ミャンマーのイエジン農業大学から東京農業大学への留学生に対する助成活動を支援する事業を行います。

また、上記以外に豪州三井物産株式会社が日豪両国間の結びつきをより強め、相互理解と友情を促進することを目的として1971年に設立した豪州の公益信託基金である「三井教育基金」が、豪州の大学から選抜した大学生を本邦へ派遣して行う3週間程度の研修プログラムに対して支援業務を行います。

(具体的な事業計画)

2023年度の具体的事業計画は、以下の通りです。

(1) 外国人留学生に対する奨学金の支給及びそれに関連する事項(公益目的事業1)

(定款 第4条1項1号)

2023年度は、2年目の奨学金支給を継続する2名のほか、2022年度末で支給期間が終了する者の交替者として、大学が公募選考を経て申し込みした者から選定した4名を加えた合計6名に月額各10万円、年額合計720万円を支給します。但し、奨学金の支払いは四半期ごとに3カ月分を纏めて行います。

(2) 外国人留学生に対する宿泊施設の提供及びそれに関連する事項(公益目的事業1)

(定款 第4条1項2号)

2023年度は、宿泊施設提供を継続する2名のほか、2022年度末で宿泊施設の提供期間が終了する者の交替者として、大学が公募選考を経て申し込みした者から選定し

た2名に対し、当会が借り上げている国立市所在の住宅4部屋を無償で提供します。

なお、上記(1)及び(2)の外国人留学生(合計10名)について、留学生支援金として、奨学金支給者(6名)には月額1,400円(連絡交通費相当額)を、宿泊施設提供者(4名)には月額10,000円(水道・光熱費及び連絡交通費相当額)を支給します。但し、支払いは四半期ごとに3カ月分を纏めて実施します。

このため、奨学金等、宿泊施設の賃借料、修繕費、留学生支援金などの直接費用の年額合計は、約1,222万円となる見込みです。

上記(1)及び(2)に関連する事項として、毎月1回外国人留学生と個別面談を行うほか、年1回10月に修学・研究内容に関する報告書(論文形式)を提出させて生活・修学状況等の情報を収集して受給資格を確認すると共に、日常生活・修学・進路等に係る助言を行います。

(3) 公益団体等及びその奨学生に対する支援及びそれに関連する事項(公益目的事業2)

(定款 第4条1項3号)

(ア) 奨学基金に対する支援として、次の事項を行います。

- i) 奨学基金が行う奨学生の募集選考に関する支援
- ii) 奨学基金が必要とする奨学生に関する資料情報の関係者への提供及び報告

(イ) 奨学生に対する支援として、次の事項を行います。

- iii) 奨学生の本邦への受入及び生活手配
- iv) 奨学生の近況情報の収集、生活・修学・進路等に関する助言、生活・学習情報の提供

(ウ) 関連する事項

- v) 上記に関連する事項として、奨学基金が奨学生に給付すべき経費の支払依頼等を行います。

奨学生支援にあたっては、「月例会」を月に一回開催して近況情報等を収集すると共に留学生の生活上の問題・修学進捗度・希望進路等に関する助言を行うほか、必要な生活・学習情報を提供します。また、日本語学校より、日本語学校在学中の奨学生の学習進度・生活状況等の情報を聴取し、必要に応じて要望・提言の申し入れも行います。

なお、奨学生への助言にあたっては、奨学基金運営委員(学識経験者)、独立行政法人日本学生支援機構日本語教育センター等に必要に応じて相談します。

(4) 当会の目的を達成するために必要な事業(その他事業1)

(定款 第4条1項5号)

外国人留学生に対する他の団体の助成活動を支援する事業として、三井物産株式会社ヤンゴン事務所からの申し入れにより、ミャンマーにあるイエジン農業大学から転籍

して、東京農業大学に留学する学生に対する支援を行います。

2023年度は、イエジン農業大学からの新規留学生はなく、既に東京農業大学に在籍している1名に加え、入学が許可され東京農業大学の学籍を保有するものの、現地でのVISA発給が未了で未来日となっている1名を加えた合計2名に月額各5万円、年額合計120万円を支給します。但し、奨学金の支払いは四半期ごとに3カ月分を纏めて実施し、未来日者には来日以降支払いを開始します。上記に関連する事項として、毎月1回グループ面談を行い、生活・修学状況等の情報を収集して受給資格を確認すると共に、日常生活・修学・進路等に係る助言を行います。なお、本事業に係る活動費用は、三井物産株式会社ヤンゴン事務所からの寄附金を以て賄います。

(5) その他の団体及びその研修生等に対する支援及びそれに関連する事項

(定款 第4条1項4号)

豪州三井物産株式会社が設立した「三井教育基金」が、日本へ派遣する豪州研修生(大学生)の本邦における研修活動のガイダンス、日本企業訪問、ホームステイ、交歓会などに関する連絡調整及び手配確認等の補助的業務を行います。

なお、この事業は、業務期間が短期間且つ費用が少額であることから、法人会計業務の一部として対応します。

2. 2023年度収支予算(損益ベース)の概要

(経常収益)

2023年度の経常収益は、基本財産運用益は2022年度とほぼ横ばいの643万円と想定しました。なお、公益目的事業に係る経常費用の不足分は、公益目的事業継続のために基本財産を取崩すことについて、理事会及び評議員会の承認を得ましたので、基本財産の一部を取崩して必要額を充当します。

(経常収益の別)	(経常収益の額)
基本財産運用益	6,430,000円
相互扶助事業に係る寄付金振替額	1,691,266円
受取寄付金(基本財産)振替額(注1)	29,033,195円
経常収益合計額	37,154,461円

注1) 受取寄付金(基本財産)振替額 : 公益目的事業の費用への振替

(経常費用)

2023年度の事業活動に必要な経常費用額及び内訳の概要は次表の通りで、事業の内容並びに量に関しましては、2022年度の予算約3,900万円との比較において、基本的に大きな差異はありません。

尚、2023年度は2020年6月に発覚した横領事案の損害金回収に向けた準備を進める為、同事業で継続起用している西村あさひ法律事務所への業務委託料として300万円を見込んでおります。

(経常費用の別)	(経常費用の額)
公益目的事業1の費用	22,952,227円
公益目的事業2の費用	7,170,820円
その他事業1の費用	1,691,266円
法人会計費用	8,185,687円
経常費用 合計額	40,000,000円

(収支バランスの充当)

2023年度の経常収益と経常費用のバランス分△2,845,539円については、2021年度決算報告時の内閣府からの指導に基づき、優先的に一般正味財産の取り崩しをもって充当致します。2023年度をもって取り崩し可能な一般正味財産がなくなる見込みにて、以降、基本財産の運用益で収支バランスが賄えない場合は、再度基本財産の取り崩しをもって充当することとなります。

以上

2023年度

(2023年4月1日～2024年3月31日)

収 支 予 算 書

(損益ベース)

公益財団法人三井物産貿易奨励会

